

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年2月22日

奈良県知事 荒井 正吾

1. 公募型企画提案に付する事項

(1) 委託業務名

奈良県外国人観光客交流館運営管理業務

(2) 委託業務の目的

奈良県では、増加する外国人観光客の受入及びおもてなし環境の整備の一つとして奈良県外国人観光客交流館（以下「交流館」という。）を設置している。交流館では、外国人観光客が安心して快適に奈良県内に滞在できるよう、観光案内、物販、日本文化体験および宿泊などの機能を整備している。

「観光案内」「宿泊」「日本文化体験」等施設の運営・管理を行う運営事業者（以下「運営事業者」という。）を募集する。

(3) 委託業務の内容

- ①観光案内等業務
- ②宿泊業務
- ③日本文化体験等業務
- ④観光事業者等もてなし力向上業務
- ⑤交流館における共通業務
- ⑥施設管理業務

(4) 委託業務の仕様及び参加申込等

4により交付する「奈良県外国人観光客交流館運営管理業務公募型企画提案説明書」（以下「企画提案説明書」という。）、（別記1）「業務仕様及び契約条件等」による。

(5) 委託上限額

498,069千円

ただし、3年間の委託上限額の総額とし、各年度の委託上限額は、以下のとおりとする。
なお、令和5年度以降の歳入歳出予算において委託料が減額されたときは、県は契約を変更又は解除できる。

令和5年度（5～3月）	152,357千円
令和6年度	165,963千円
令和7年度	165,963千円
令和8年度（4月）	13,786千円

(6) 委託期間

令和5年5月1日から令和8年4月30日まで

2. 参加資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同企業体

(1) 単体の場合

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当していない者であること。
- ② 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- ③ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目「Q7諸サービス（④旅行業）」に登録をしているものであること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- ④ この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に、JNTO 認定外国人案内所を12ヵ月以上運営した実績があること。
- ⑤ この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に、客室数20室以上の宿泊施設を12ヵ月以上運営した実績があること。
- ⑥ プライバシーマーク（JISQ15001準拠）認証取得事業者又はISMS（ISO/IEC27001/JISQ2700準拠）認証取得事業者（ただし、認証取得申請済みかつ取得見込みであれば可とする）であること。
- ⑦ この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に、国又は地方公共団体と、同種または類似の契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。
同種契約：1（3）委託業務内容③～⑥のすべてを含む契約
類似契約：1（3）委託業務内容③～⑥のいずれかを含む契約

（2）複数の事業者等により構成される共同企業体の場合

- ・①、②については構成員すべてが要件を満たしているものとする。
- ・③については構成員のいずれかが「Q7諸サービス④旅行業」に登録していればよいものとするが、全構成員が入札参加資格者名簿に登録されていなければならない。
- ・④及び⑤については構成員のいずれかが要件を満たしていればよいものとする。
- ・⑥及び⑦については代表者が要件を満たしていればよいものとする。

なお、複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ア) 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成事業者等についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。また、「特定委託業務共同企業体協定書（分担履行型）」（参考様式1）を「10. 問い合わせ先」の担当課へ参加申込書とともに提出すること。
- イ) 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ウ) 代表者及び構成員を変更することはできない。

3. 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）「2. 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- （2）提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- （3）本企画提案に対して、二以上の提案をしたとき。
- （4）本企画提案に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき。
- （5）本企画提案に対して、二以上の代理人をしたとき。

(6) 見積書の金額、住所、代表者氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱があったとき、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類の虚偽の記載をしたとき。

(7) その他提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

4. 企画提案説明書の交付

(1) 交付場所

奈良県観光局 ならの観光力向上課 もてなし力向上係

住 所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

(2) 交付期間、交付方法

令和5年2月22日（水）から3月7日（火）正午までの間に、（1）に示す場所または奈良県ならの観光力向上課ホームページから入手するものとする。

5. 参加申込書及び企画提案書の提出

企画提案説明書に示すところによる。

6. 企画提案に係る質問及び回答

企画提案説明書に示すところによる。

7. 審査方法

企画提案説明書に示すところによる。

8. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9. 奈良県公契約条例に関する明示

この契約は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）第2条第2号に規定する特定公契約に該当します。

契約書には、別添の「特定公契約特約条項」を添付します。

この契約の受注者となった者は、奈良県公契約条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号）を遵守し、「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照してください。

10. 問い合わせ先

奈良県観光局 ならの観光力向上課 もてなし力向上係

住 所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電 話 0742-27-8051

11. その他

詳細は、企画提案説明書に示すところによる。